

＼ 2023年10月より /

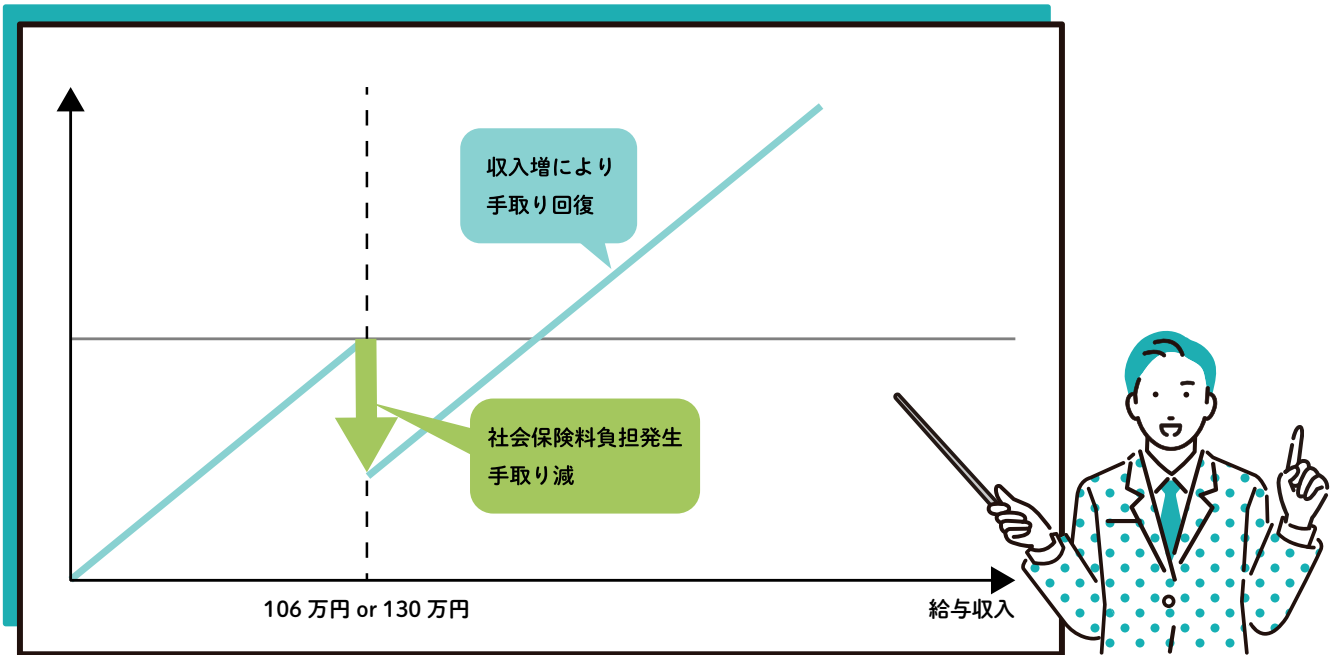
「年収の壁」に対する政府の施策について

「年収の壁」とは？

「年収の壁」とは、税金や社会保険料が発生する基準となる年収額のことです。

健康保険等の被扶養者がパートタイマー等で働き、年収が一定以上になると、被扶養者ではいられなくなり、健康保険や国民健康保険等の被保険者となりますが、そうすると社会保険料の負担が発生して、結果として手取り収入が減少する場合があります。

社会保険における「年収の壁」は、企業規模の違い等により、年収106万円と年収130万円の2つがあります。



出典：「年収の壁」への当面の対応策（厚生労働省）

このような「年収の壁」を意識せず、働くことができる環境を設けるため、2023年10月より以下のように変更されました。

	年収106万円の壁	年収130万円の壁 (60歳以上または障害者は180万円以上)
対象者	従業員101人以上の企業*に勤め、賃金月額88,000円以上（年収：約106万円以上）の短時間労働者 *2024年10月からは「従業員51人以上の企業」となります。	雇用契約書上の年収は130万円未満であるが、繁忙期や欠員対応で一時的に収入が上がり、年収が130万円以上となる労働者
対応	社会保険適用促進手当の支給等、労働者の収入を増加させる支援を行った企業に対して一定期間助成	被扶養者認定は前年の課税証明書等の確認で行われているが、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に年収が130万円以上となる場合は、「事業主の証明書」を添付することにより、収入見込額が130万円以上であっても、引き続き被扶養者の認定を受けることができるようになる（同一の者について原則として連続2回までを上限とする）

参考リンク

▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html（年収の壁・支援強化パッケージ（厚生労働省））

▶ https://www.nagasekenpo.or.jp/system/data/news/149/149_1.pdf（事業主の証明書）